

総理工学研究科・物質系工学専攻の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保した上で、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 物質工学の専門基礎知識と関連分野の先端知識を有すること。
- (2) 選択必修特論科目の履修・特別研究における研究計画作成・研究進捗報告・研究報告を通じて論理的思考力が身についていること
- (3) 特別研究の実施を通じて分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかあるいはそれら学際分野における研究実践能力が身についていること。

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)40%)を、1～5 点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文(課程修了)】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

(1) 分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかの演習科目ならびに特殊研究実施にともなう研究計画作成を通じて研究企画能力が身についていること

(2) 特殊研究の実験研究実施とそれにとともなう研究進捗報告・研究報告会でのディスカッションを通じて柔軟な発想に基づく研究遂行能力が身についていること

(3) 学位論文内容に関する学会発表および学術誌での公表を通じて研究成果を内外に発信し当該分野の発展に寄与する能力が身についていること

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)35%、(2)35%、(3)30%を、1～5 点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文(論文提出)】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかの関連する研究企画能力が身についていること
- (2) 柔軟な発想に基づく研究遂行能力が身についていること
- (3) 学位論文内容に関する学会発表および学術誌での公表を通じて研究成果を内外に発信し当該分野の発展に寄与する能力が身についていること

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)35%、(2)35%、(3)30%)を、1～5 点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(博士前期課程物質系工学専攻)

評価項目／点数	A(5点)	B(3点)	C(1点)
物質工学の専門基礎知識と関連分野の先端知識を有すること	物質工学総論(物理化学分野・無機化学分野・有機化学分野)の2科目以上を「優」以上の評価で修得しており, 論文内容およびそれに対する口頭試問を通じ, より専門的な先端知識を有していると認められる.	物質工学総論(物理化学分野・無機化学分野・有機化学分野)をすべて修得しており, 論文内容およびそれに対する口頭試問を通じ, より専門的な知識を有していると認められる.	物質工学総論(物理化学分野・無機化学分野・有機化学分野)に修得できていない分野があり, 論文内容およびそれに対する口頭試問において, 専門知識を十分に有するとまでは確認できない.
選択必修特論科目の履修・特別研究における研究計画作成・研究進捗報告・研究報告を通じて論理的思考力が身についていること	選択必修特論科目を「優」以上の評価で修得するとともに, 専攻の修了要件を満たしており, さらに, 特別研究における研究進捗報告・研究報告におけるディスカッションおよび論文の記述を通じて, 専門知識に基づいた論理的思考ができること認められる.	選択必修特論科目を修得するとともに, 専攻の修了要件を満たしており, さらに, 特別研究における研究進捗報告・研究報告におけるディスカッションおよび論文の記述を通じて, 論理的思考ができること認められるが, 専門知識に基づくより深い考察力が望まれる.	特論科目にかかる専攻の修了要件を満たしておらず, 特別研究における研究進捗報告・研究報告におけるディスカッションおよび論文の記述を通じて, 論理的思考ができることまでは確認できない.
特別研究の実施を通じて分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかあるいはそれら学際分野における研究実践能力が身についていること	論文内容およびそれに対する口頭試問, さらに, 特別研究で得られた成果についての学会発表における口頭発表および討論の実績を通じ, 分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかあるいはそれら学際分野における研究を実施する能力を有していると認められる.	論文内容およびそれに対する口頭試問, さらに, 特別研究で得られた成果についての研究科内での研究報告会における発表および討論の実績を通じ, 分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかの分野における研究を実施する能力を有していると認められる.	論文内容およびそれに対する口頭試問から, 分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかの分野における十分な研究実践能力を有しているとまでは確認できず, また, 特別研究で得られた成果についての研究科内での研究報告会への参加実績がない.

表2 学位論文評価基準表(博士後期課程物質系工学専攻)

評価項目／点数	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 分子プロセス工学・複合物質工学・材料創成工学のいずれかの演習科目ならびに特殊研究実施にともなう研究計画作成を通じて研究企画能力が身につけていること	専修科目・演習科目にかかる専攻の修了要件を満たしており、特殊研究実施にともなう研究計画書、論文内容およびそれに対する口頭試問を通じて、自立した技術者・研究者として十分な研究企画能力を有していると認められる。	専修科目・演習科目にかかる専攻の修了要件を満たしており、特殊研究実施にともなう研究計画書、論文内容からは、必要十分な研究企画能力を有していると認められるが、論文内容に対する口頭試問では、自立した技術者・研究者として十分な研究企画能力を有するとまでは確認できず、公聴会までのさらなる学修によりAの評価基準の達成が望まれる。	専修科目・演習科目にかかる専攻の修了要件を満たしていない、あるいは、特殊研究実施にともなう研究計画書、論文内容およびそれに対する口頭試問から、自立した技術者・研究者として必要な研究企画能力を有しているとは認められない。
(2) 特殊研究の実験研究実施とそれにともなう研究進捗報告・研究報告会でのディスカッション、論文内容およびそれに対する口頭試問を通じて柔軟な発想に基づく研究遂行能力が身につけていること	選択した特殊研究の研究進捗報告・研究報告会でのディスカッション、論文内容およびそれに対する口頭試問を通じて、学際的な視野をもちつつ柔軟な発想により研究を遂行する能力を有していると認められる。	選択した特殊研究の研究進捗報告・研究報告会でのディスカッション、論文内容からは、必要十分な研究遂行能力を有していると認められるが、論文内容に対する口頭試問では、学際的な視野をもちつつ研究を遂行する能力を有するとまでは確認できず、公聴会までのさらなる学修によりAの評価基準の達成が望まれる。	選択した特殊研究の研究進捗報告・研究報告会でのディスカッション、論文内容およびそれに対する口頭試問から、学際的な視野がうかがわれず、自立した技術者・研究者として必要な研究遂行能力を有しているとは認められない。
(3) 学位論文内容に関する学会発表および学術誌での公表を通じて研究成果を内外に発信し当該分野の発展に寄与する能力が身につけていること	学位論文内容に関して、国際会議および国内の学会発表の実績があり、国際的に権威のある査読付き学術誌に掲載済みの論文を専攻で定められた数以上有している。	学位論文内容に関して、国内の学会発表の実績があり、査読付き学術誌に掲載済みの論文を専攻で定められた数以上有している。	学位論文内容に関して、学会発表の実績がない、あるいは、査読付き学術誌に掲載済みの論文数が専攻で定められた数に満たない。